

水戸市告示第138号

水戸市こどもの養育費受取支援補助金交付要項を次のように定める。

令和7年3月31日

水戸市長 高橋 靖

水戸市こどもの養育費受取支援補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、こどもが経済的及び社会的に自立するまでに必要な養育費の支払いに関する取決めを促進するため、予算の範囲内において、こどもの養育費受取支援補助金(以下「補助金」という。)を支給することについて、水戸市補助金等交付規則(昭和53年水戸市規則第22号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、第4条の規定による申請をする日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有すること。
- (2) 養育費の取決めの対象となる子(以下「子」という。)を現に扶養している当該子の父若しくは母(配偶者のいない者に限る。)又は離婚協議中で離婚後に子を扶養する予定の父若しくは母であること。
- (3) 養育費を請求する権利を定めた公正証書(養育費の支払について強制執行を認諾する旨の条項があるものに限る。以下同じ。)、調停調書、審判書、判決書、和解調書等債務名義としての効力を有するもの(以下「養育費の取決めに関する文書」という。)を作成し、又は取得したこと。
- (4) 養育費の取決めに関する文書を作成し、又は取得するための費用を負担したこと。
- (5) 水戸市暴力団排除条例(平成24年水戸市条例第2号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (6) 過去に補助金(他の市町村(特別区を含む。)が支給する対象者等の趣旨を同じくする補助金に相当するものを含む。)の交付を受けていないこと。

(補助対象費用及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる費用(以下「補助対象費用」という。)は、養育費の取決めに関する文書の作成又は取得に係る費用のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公証人手数料令(平成5年政令第224号)に規定する公証人が受ける手数料のうち、養育費の取決めに関する公正証書の正本及び謄本の作成に係る手数料
- (2) 家庭裁判所の家事調停若しくは審判の申立て又は人事訴訟の提起に要する収入印紙に係る費用
- (3) 養育費の取決めに関する文書の作成又は取得に係り必要となる戸籍謄本等の交付に係る費用

2 補助金の額は、補助対象費用の額又は43,000円のいずれか低い額とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、養育費の取決めに関する文書を作成した日から1年が経過する日の前日までに、こどもの養育費受取支援補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票の写し
- (2) 補助対象費用の領収書等の写し
- (3) 養育費の取決めに関する文書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項第1号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

（交付の決定）

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その決定の内容及びこれに付した条件をこどもの養育費受取支援補助金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第6条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、こどもの養育費受取支援補助金請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第7条 市長は、第5条の規定により補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。

2 第5条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金の交付を受けているときは、市長が指定する期日までに当該補助金を返還しなければならない。

（補則）

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要項は、公布の日から施行する。

水戸市長 様

(申請者)

住 所

氏 名

電話番号

こどもの養育費受取支援補助金交付申請書

こどもの養育費受取支援補助金の交付を受けたいので、水戸市こどもの養育費受取支援補助金交付要項第4条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 自身の状況

- ひとり親家庭
 離婚協議中

2 補助対象費用内訳

公正証書作成に係る公証人が受ける手数料 (強制執行認諾条項付のものに限る。)	公正証書作成手数料	円
	超過枚数手数料	円
	正本及び謄本の作成 手数料	円
家庭裁判所の調停若しくは審判の申立て 又は人事訴訟の提起に要する収入印紙取 得費用		円
戸籍謄本等の交付に係る費用		円
合計(A)		円

3 交付申請額

(A)と43,000円を比較し、少ない方の金額 _____ 円

4 養育費の取決めの対象となる子

(1)	フリガナ		生年月日	年	月	日
	氏名			(歳)
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ（住所の記入は不要） <input type="checkbox"/> 〒				
(2)	フリガナ		生年月日	年	月	日
	氏名			(歳)
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ（住所の記入は不要） <input type="checkbox"/> 〒				
(3)	フリガナ		生年月日	年	月	日
	氏名			(歳)
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ（住所の記入は不要） <input type="checkbox"/> 〒				

※ 欄が不足する場合は、適宜様式を補正して使用すること。

5 同意・誓約事項

<input type="checkbox"/>	私は、本申請の事務処理に必要な範囲において、市が住民票等を調査し、閲覧し、及び取得することに同意します。
<input type="checkbox"/>	私は、過去にこの補助金や他の自治体の同様の補助金の交付を受けていません。
<input type="checkbox"/>	私は、転入前の自治体に対し、当該自治体における同様の補助金の受給歴を確認することに同意します。
<input type="checkbox"/>	私は、水戸市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者ではありません。
<input type="checkbox"/>	(ひとり親家庭)私は、婚姻をしておりません。
	(離婚協議中)私は、離婚協議中であって、離婚届を提出した後は、子を扶養する予定です。

6 添付書類

<input type="checkbox"/>	世帯全員の住民票の写し
<input type="checkbox"/>	交付対象となる費用の領収書等の写し
<input type="checkbox"/>	養育費の取決めに関する文書の写し
<input type="checkbox"/>	前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

水戸市長

こどもの養育費受取支援補助金交付決定通知書兼額確定通知書

年 月 日付けで申請のあったこどもの養育費受取支援補助金については、下記のとおり決定し、及び額を確定したので、水戸市こどもの養育費受取支援補助金交付要項第5条の規定により通知します。

記

- 1 確定交付金額 金 円
- 2 補助金交付の条件
 - (1) 水戸市補助金等交付規則及び水戸市こどもの養育費受取支援補助金交付要項の規定に従うこと。
 - (2) 水戸市補助金等交付規則及び水戸市こどもの養育費受取支援補助金交付要項の規定によりこどもの養育費受取支援補助金の交付の決定を取り消された場合は、こどもの養育費受取支援補助金を返還すること。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

水戸市長 様

(請求者)

住 所

氏 名

電話番号

こどもの養育費受取支援補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けたこどもの養育費受取支援補助金について、水戸市こどもの養育費受取支援補助金交付要項第6条の規定により下記のとおり請求します。

記

請求金額

円

【振込先】

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店・支店 本所・支所
金融機関 コード		支店 コード	
預金の種類	普通 ・ 当座 ・ その他 ()		
口座番号			
口座名義	(フリガナ)		